



平成30年度 補助事業等実績報告書

平成31年4月26日

函館市長 工藤 壽樹 様

住所 函館市若松町33番6号

補助事業者等

氏名または団体名 函館市民生児童委員連合会
および代表者氏名 会長 船橋 優子

補助事業等の名称 函館市民生児童委員連合会運営事業

平成30年5月7日函福地をもって補助金等の交付の決定を受けた上記の補助事業等は、平成31年3月31日完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金等交付決定通知額	金	4,890,000円
補助金等領収済額	金	4,890,000円
補助金等領収未済額	金	0円

補助事業等の実績書

<p>申請者の概要</p>	<p>設立年月日 昭和26年5月1日 構 成 員 民生委員・児童委員 710名 民生児童委員協議会 30民児協</p> <p>営む主な事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各民生児童委員協議会の相互連携と活動の推進 2. 民生委員・児童委員の資質向上
<p>補助事業等の 内 容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民生児童委員協議会の運営指導, 連絡調整 2. 民生委員・児童委員(含主任児童委員)の職務 および任務に係る指導 3. 民生委員・児童委員(含主任児童委員)の研修 4. 関係機関・団体等との連絡調整と意見具申活動 5. 社会福祉の向上に必要な調査ならびに諸施策の促進 6. その他, 会の目的達成に必要な活動
<p>補助事業等の 実施による 効 果</p>	<p>当連合会では, 民生委員・児童委員の資質向上のため 高齢者, 障がい者, 生活, 家庭児童の4福祉部会研修, 民児協会長・副会長研修の開催, 中堅教室や専門研修, 初任者研修への参加, 道内民生委員活動視察研修を行いました。</p> <p>さらに, 民児協活動の活性化を促すため, 6つの ブロック部会が主体的に行う交流研修を行いました。</p> <p>また, 年2回の広報紙を発行しました。</p> <p>その他, 心配ごと相談, 街頭募金活動, 各関係機関・ 団体活動に積極的に参加・協力して, 地域福祉の充実 強化を図りました。</p>

補助事業等の収支決算書

収入の部

(単位：円)

項目	本年度予算額①		本年度決算額②		増減 ②-①		内訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業	
会費	10,650,000	10,463,000	10,650,000	10,270,961	0	△192,039	
補助金	7,196,000	7,196,000	7,196,000	7,196,000	0	0	
負担金	301,000	301,000	220,480	220,480	△80,520	△80,520	
繰入金	355,000	355,000	355,000	355,000	0	0	
繰越金	156,000	156,000	156,283	156,283	283	283	
雑収入	1,000	1,000	29	29	△971	△971	
合計	18,659,000	18,472,000	18,577,792	18,198,753	△81,208	△273,247	

(※繰越金除く 18,042,470)

支出の部

(単位：円)

項目	本年度予算額①		本年度決算額②		増減 ①-②		内訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業	
事業費	8,226,000	8,226,000	8,126,441	8,126,441	99,559	99,559	
事務費	6,156,000	6,156,000	5,857,008	5,857,008	298,992	298,992	
負担金	4,060,000	4,060,000	4,059,500	4,059,500	500	500	
雑支出	187,000	0	379,039	0	△192,039	0	補助対象外 (新卒会費等)
予備費	30,000	30,000	0	0	30,000	30,000	
合計	18,659,000	18,472,000	18,421,988	18,042,949	237,012	429,051	

(本年度収支 18,042,470 - 18,042,949 = △479)

収支差引額 155,804円 (次年度繰越)

- (注)
- この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
 - 項目は、詳細に区分して記載すること。
 - 金額の単位は、申請の場合「千円」、実績報告の場合「円」とすること。
 - 内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
 - その他必要と認められた書類を添付すること。